商品概要説明書

自由金利型定期貯金「結いの恵み」

(平成30年7月1日現在)

商品 を		(十成30年7月1日先任)
(1) 当会で年金を受給されている方(相定手続き中を含む) (2) 当会へ公的年金等の受給を予約された方	商品名	・国産農畜産物ギフトカタログ抽選権付き全国統一年金定期貯金「結いの恵み」
② 当会へ公的年金等の受給を予約された方 ・定型方式 1年 ・自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱となり、国産農畜産物ギフトカタログ抽選権付き全国総一年金定期貯金「結いの恵み」ではない「自由金利型度期貯金」としての継続となります。 須人方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 ・ 1円単位 払戻方法	ご利用いただける方	・個人の方で、以下の条件のうちいずれかに該当される方
期		① 当会で年金を受給されている方(指定手続き中を含む)
1年		② 当会へ公的年金等の受給を予約された方
自動総統(元金継続主たは元利金継続)の取扱となり、国産農畜産物ギフトカクログ推測権付き全国統一年金定期貯金 「結いの恵み」ではない「自由金利型定期貯金 「もいの恵み」ではない「自由金利型定期貯金 「もいの恵み」ではない「自由金利型定期貯金 「1,000万円以上・1,000万円に対しての自動に対しなります。 (1) 積入時で1,000万円に対した1,000万円に対した1,000万円に対した1,000万円に対した1,000万円に対した1,000万円に対した1,000万円に対した1,000万円に対した1,000万円に対した1,000万円に対した1,000万円に対した1,000万円に対した1,000万円に対した1,000万円に対して1,000万円に対しに対した1,000万円に対しに対し対し対しが対しに対し対し対しが対しに対しが対しに対しに対し対しが対しに対しが対しが対しに対しに対しが対しに対しが対しが対しが対しに対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しに対しが対しが対しに対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しに対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対して1,000万円に対しが対しが対しが対しが対しが対しに対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しに対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対	期間	・定型方式
(1) 預入方法 (1) 預入方法 (1) 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (1) 200 万円以上 (3) 預入単位 本展方法 (1) 適用金利 (1) 適用金利 (1) 適用金利 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法 (5) 金利情報の入手方法 (5) 金利情報の入手方法 (6) 金利情報の入手方法 (7) 海別時の約度利率を消割日まで適用します。 (5) 金利情報の入手方法 (6) 金利情報の入手方法 (7) 海別時の範囲を発見しています。 (5) 金利情報の入手方法 (6) 金利情報の入手方法 (7) 海別時の範囲を発見しています。 (5) 金利情報の入手方法 (6) 金利情報の入手方法 (7) 海別時の範囲に関われてきます。 (5) 金利情報の入手方法 (6) 金利情報の入手方法 (7) 海別時の範囲に関われてきます。 (5) 金利情報の入手方法 (6) 金利情報の入手方法 (7) 海別時の範囲に対しています。 (7) 海別時のでは、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利率とした判率)・ベル修の取扱いはできません。 (7) 海別日前に解約する場合は、以下の中途解約する(小数点第4位以下切捨て)により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。 (2) 海別日における普通貯金の利率 (2) 海別日本 (4) 海別日数 (4) 海別日本 (4) 海		1年
照入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 ・1,000 万円以上 ・1月単位 ・		・自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱となり、国産農畜産物ギフトカ
(八) 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 ・1円単位 ・		タログ抽選権付き全国統一年金定期貯金「結いの恵み」ではない「自由金利型
(1) 預人方法 (2) 預入金額 (1,000 万円以上 ・1,000 万円として ・1,000 万円として 1,000 所能課税の場合します。 ・20、1576 (国税 15・31 下) また。 ・20、1576		定期貯金」としての継続となります。
(2) 預入金額 (3) 預入単位 ・1 円単位 ・	預入方法	
(3) 預入単位 払戻方法 ・満期日以後に一括して払い戻します。 利 息 (1) 適用金利 ・ 預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則として自由金利型定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。(2) 利払頻度 ・ 満期日以後に一括して支払います。 (4) 税 金 ・ 池利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 (4) 税 金 ・ 20.315% (国税15.315%、地方税5%) ※の分離課税となります。※平成49年12月31日までの適用となります。 (5) 金利情報の入手方法 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。	(1)預入方法	・一括預入
(3) 預入単位 払戻方法 ・満期日以後に一括して払い戻します。 利 息 (1) 適用金利 ・ 預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則として自由金利型定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。(2) 利払頻度 ・ 満期日以後に一括して支払います。 (4) 税 金 ・ 池利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 (4) 税 金 ・ 20.315% (国税15.315%、地方税5%) ※の分離課税となります。※平成49年12月31日までの適用となります。 (5) 金利情報の入手方法 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。	(2)預入金額	• 1,000 万円以上
払戻方法		
利息 (1)適用金利 ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則として自由金利型定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。		
(1) 適用金利		11 77 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
(2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 ・	' ' -	 ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則として
(2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315% (国税15.315%、地方税5%) ※の分離課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 手数料 ・ 一	. ,	
(3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法 (5) 金利情報の入手方法 (6) 金利情報の全利表示ボードに表示しています。 (6) 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 (6) 金利は出保定規貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率) (7) である特約事項 (6) ・満期日前に解わてきません。 (6) が表別の取扱いはできません。 (7) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC (Cの算式により計算した利率が 0%を下回るときは 0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。 (7) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC (Cの算式により計算した利率が 0%を下回るときは 0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。 (6) 定利率一約定利率×30% (7) の発力率 (7) の発力を正列率 (7) の発力を記書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当会所定の利率とします。 (7) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率が 0%を下回るときは 0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。 (7) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率が 0%を下回るときは 0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。 (7) 預入日数 (7) を保険制度 (公的制度) (4) 税に利率・30% (4) を見事で、30% (4) を見事で、30% (4) を見事で、4) を開入日数) (4) を見事で、4) を見事で	(2)利払頻度	
(4) 税 金		
※平成 49 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 手 教 料 ・総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率) ・マル優の取扱いはできません。 ・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率 (小数点第4位以下切捨て) により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入日の 1 か月後の応当日の前日までに解約する場合 次の A、B および C (Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは 0%とします。) のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率ー約定利率×30% C 約定利率 (基準利率-約定利率) × (約定日数一預入日数)		
(5) 金利情報の入手方法 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 手 数 料 付加できる特約事項 ・総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率) ・マル優の取扱いはできません。 ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て) により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入日の 1 か月後の応当日の前日までに解約する場合 次の A、 B および C (Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは 0%とします。) のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率 ― 約定利率 × 30% C 約定利率 ― (基準利率 ― 約定刊率) × (約定日数 ― 預入日数)		
手数 料	(5) 金利情報の入手方法	<u> </u>
 ・総合□座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率) ・マル優の取扱いはできません。 中途解約時の取扱い ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第 4 位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1)預入日の 1 か月後の応当日の前日までに解約する場合次の A、BおよびC(Cの算式により計算した利率が 0 %を下回るときは0 %とします。)のうち、もっとも低い利率とします。		_
(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率) ・マル優の取扱いはできません。 ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率 (小数点第 4 位以下切捨て) により計算した利息とともに払い戻します。 (1)預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC (Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは 0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率 — (基準利率 — 約定利率) × (約定日数 — 預入日数)		・総合口座の担保に組入れできます。
中途解約時の取扱い ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1)預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合次のA、BおよびC (Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率B 約定利率-約定利率×30% C 約定利率-(基準利率-約定利率)×(約定日数一預入日数)預入日数なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当会所定の利率とします。 (2)預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合次のAおよびBの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。A 約定利率-約定利率×30% B 約定利率-(基準利率-約定利率)×(約定日数一預入日数)預入日数 ・保護対象 ・保護対象 ・保護対象 ・保護対象 ・とに疑対象 ・とに対象		
中途解約時の取扱い・満期目前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1)預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合次のA、BおよびC (Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率一約定利率×30% 		
により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC(Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは 0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率-約定利率×30% C 約定利率-(基準利率-約定利率)×(約定日数-預入日数) 預入日数 なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当会所定の利率とします。 (2)預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。 A 約定利率-約定利率×30% B 約定利率-(基準利率-約定利率)×(約定日数-預入日数) 預入日数 貯金保険制度 (公的制度) ・保護対象 当該貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第	中途解約時の取扱い	
次のA、BおよびC (Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは 0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率-約定利率×30% C 約定利率-(基準利率-約定利率)×(約定日数-預入日数) 預入日数 なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当会所定の利率とします。 (2)預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。 A 約定利率-約定利率×30% B 約定利率-(基準利率-約定利率)×(約定日数-預入日数) 預入日数 Ph金保険制度 (公的制度) ・保護対象 当該貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第		
次のA、BおよびC (Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは 0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率-約定利率×30% C 約定利率-(基準利率-約定利率)×(約定日数-預入日数) 預入日数 なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当会所定の利率とします。 (2)預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。 A 約定利率-約定利率×30% B 約定利率-(基準利率-約定利率)×(約定日数-預入日数) 預入日数 Ph金保険制度 (公的制度) ・保護対象 当該貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第		(1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合
A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率 - 約定利率×30% C 約定利率 - (基準利率-約定利率)×(約定日数-預入日数)		次のA、BおよびC(Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは
B 約定利率-約定利率×30% C 約定利率-(基準利率-約定利率)×(約定日数-預入日数) 預入日数 なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当会所定の利率とします。 (2)預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合次のAおよびBの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。A 約定利率-約定利率×30% B 約定利率-(基準利率-約定利率)×(約定日数-預入日数) 預入日数 貯金保険制度 (公的制度) ・保護対象 当該貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第		0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。
C 約定利率 - (基準利率 - 約定利率) × (約定日数 - 預入日数		A 解約日における普通貯金の利率
預入日数		B 約定利率-約定利率×30%
預入日数		C 約定利率一(基準利率一約定利率)×(約定日数-預入日数)
期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当会所定の利率とします。 (2)預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合次のAおよびBの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。A 約定利率—約定利率×30% B 約定利率—(基準利率—約定利率)×(約定日数—預入日数)預入日数 ・保護対象 (公的制度) ・保護対象 当該貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第		
期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当会所定の利率とします。 (2)預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合次のAおよびBの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。A 約定利率—約定利率×30% B 約定利率—(基準利率—約定利率)×(約定日数—預入日数)預入日数 ・保護対象 (公的制度) ・保護対象 当該貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第		なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満
準として算出した当会所定の利率とします。 (2)預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率が 0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。 A 約定利率-約定利率×30% B 約定利率-(基準利率-約定利率)×(約定日数-預入日数) 預入日数 貯金保険制度 (公的制度) ・保護対象 当該貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第		
(2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率が 0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。 A 約定利率-約定利率×30% B 約定利率-(基準利率-約定利率)×(約定日数-預入日数) 預入日数 ・保護対象 (公的制度) ・保護対象 当該貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第		
0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。 A 約定利率一約定利率×30% B 約定利率-(基準利率一約定利率)×(約定日数一預入日数) 預入日数 貯金保険制度 (公的制度) ・保護対象 当該貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第		
0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。 A 約定利率一約定利率×30%B 約定利率- (基準利率一約定利率)×(約定日数一預入日数) 預入日数貯金保険制度 (公的制度)・保護対象 当該貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第		
A 約定利率-約定利率×30% B 約定利率-(基準利率-約定利率)×(約定日数-預入日数) 預入日数 貯金保険制度 (公的制度) ・保護対象 当該貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第		
B 約定利率- (基準利率-約定利率) × (約定日数-預入日数)預入日数貯金保険制度・保護対象(公的制度)当該貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第		
預入日数貯金保険制度・保護対象(公的制度)当該貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第		•
預入日数貯金保険制度・保護対象(公的制度)当該貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第		B 約定利率一(基準利率一約定利率)×(約定日数一預入日数)
貯金保険制度 (公的制度) ・保護対象 当該貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第		
(公的制度) 当該貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第		
│		51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無
利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)		
		を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
		を除く。)と合わせ、元本 1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 営業日の9時から17時までに当会資金部営業班(電話:019-626-8726)または総務企画部リスク管理班(電話:019-626-8707)にお申し出ください。当会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当会総務企画部リスク管理班またはJAバンク相談所にお申し出ください。 仙台弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
個人情報の取扱いに関する重要事項	・当会は、農林中央金庫(農林中央金庫を含めて「JAバンク会員」といいます。) にお客様の下記の個人情報を提供し、JAバンク会員は以下の目的のために当該個人情報を利用いたします。 (利用目的) ・懸賞品等の進呈対象者の確認および懸賞品の発送 ・訪問、電話、宣伝物・印刷物の送付等による各種商品等のご案内・新商品・新サービスの開発等のための市場調査・分析・JAバンク会員(代表金融機関:農林中央金庫)については、次のホームページからご確認いただけますhttp://www.jabank.org/(平成26年12月現在) ・当会および農林中央金庫は、お客様の以下の情報について、安全管理措置を講じたうえで取得・保有・利用いたします。 氏名、住所、電話番号、口座番号等・農林中央金庫は本懸賞品企画業務の一部を外部業者に委託いたします。
その他参考となる事項	 ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・50万円につき、1口の国産農畜産物ギフトカタログ抽選権をおつけします。(自動継続後の定期貯金には懸賞抽選権は付与されません。) ・定期取組時、満期到来時における抽選につき、お一人様あたり当選はそれぞれ1口とします。 ・懸賞品の発送をもって、当選者の発表とさせていただきます。 ・懸賞品は当会へ届け出されている住所にお届けいたします。お客さまの転居先不明等によりお届けできない場合は、当選が無効となる場合があります。 ・この定期貯金は原則として期限前に中途解約することはできません。抽選前に中途解約するときは、抽選権がなくなります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

岩手県信用農業協同組合連合会